

安全保障理事会決議 2259 (2015)

2015年12月23日、安全保障理事会第7598回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1970 (2011) およびリビアに関する安保理のその後の全ての決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

武力紛争の全ての当事者に対し、文民を保護するためのあらゆる適切な措置を講じることを求め、  
そして武力紛争の全ての当事者は、国際人道、国際人権および難民法の下で彼らに適用可能な義務を厳格に遵守しなければならないことを想起し、

国民合意政府の形成を通じたものを含む、リビアが直面している政治の、安全上の、経済的および制度的危機に対処するリビア人主導の政治的解決を促進する国際連合リビア支援ミッション (UNSMIL) および事務総長特別代表の取組を歓迎し、

国連が助長した政治対話へのリビア代表団の大多数によるまたリビア人社会、地方自治体の指導者および政党の長の幅広い代表によるモロッコの、スヒラットのリビア政治合意の2015年12月17日の署名を歓迎し、そしてリビア政治対話を主催することを通じたものを含む、同合意を先に進めることにおけるその取組に対する地域の諸国とりわけモロッコ王国を含む、その対話の主催国を務めまた会議を支援する加盟国の貢献を奨励し、

リビア政治合意の継続した包括性の重要性を認識し、また文書 S/2015/1018 として回覧された書簡に留意し、

誠実にまた持続的な政治的意志をもって、同合意の一部となりまた積極的に関与するこの歴史的機関に取り組むことをリビアの全ての当事者に強く奨励し、

国民合意政府に対する援助計画および治安取極の必要性を認識し、そして2015年12月13日のローマ会議の加盟国が、技術的、経済的、治安上のそしてテロ対策の援助を提供する自らの公約を強調したことに留意し、

リビアにおける深刻な人道状況に懸念を表明しそして加盟国に対し、2016年向けリビア人道対応計画に対し寛大に対応することを奨励し、

国連が促進したリビア政治対話および市民社会、部族の指導者、地方レベルの停戦、捕虜交換および国内避難民の帰還の貢献を含む、その他の和平プロセスの経緯の全ての参加者によりなされたと取組を歓迎し、

決議1325(2000)、2122(2013)、および2242(2015)を含む、関連する安全保障理事会諸決議に一致して、民主的移行、紛争解決および平和構築に関する全ての活動に女性の完全な、平等なそして効果的な参加を促し、またこれに関連して政治的対話の枠組の範囲内で女性が参加した会議の国連の促進を歓迎し、

決議2214(2015)を想起しそして1267/1989/2253 ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁委員会(「同委員会」)によりISILまたはアル・カーイダと関連があるとして指定された個人、集団、企業および団体により犯されたものを含む、イラクおよびレバントのイスラム国(ISIL、ダーシュとしても知られている)への忠誠を宣言している集団によりリビアで犯されているテロ行為を非難し、またリビア、近隣国家および同地域におけるその存在、暴力的な過激主義のイデオロギー並びに甚だしい行動の悪影響について深刻な懸念をさらにくり返し表明し、

国際連合憲章および適用可能な国際人権、難民並びに人道法を含む国際法に従って、リビアにおいてISILに忠誠を誓っている集団により犯されたものを含む、テロリストにより引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威とあらゆる手段により闘う必要性を再確認し、そして、これに関連して、決議2253(2015)の下での義務を想起し、また全ての加盟国に対し、国民合意政府とこれに関連して積極的に協力しそして、要請された場合、支援を提供することを促し、

ISIL および同委員会により指定されたその他の個人、集団、企業および団体と、とりわけ石油と石

油製品、モジュラー型製油所、並びに化学製品および潤滑油を含む関連物資の直接または間接貿易へのあらゆる関与を非難し、そしてそのような関与が、そのような個人、集団、企業および団体に対する支援を構成した同委員会による更なる一覧表掲載を導くかもしれないことをくり返し表明し、

リビアからの石油製品の密輸の問題について安保理の懸念を表明しそして全ての加盟国に対し国民合意政府と協力することを求め、

地中海における、とりわけリビア沿岸およびリビア領域へのまたは通つての、移民の密入国の最近の拡散並びにそれにより生命を危険にさらすことに安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、リビア領域への、通つてのまたリビア領域からの並びにリビア沿岸沖の密航者および人身取引のあらゆる行為を非難している安保理決議 2240 (2015) を想起し、そして全ての加盟国に対し、この問題に取り組むために国民合意政府と協力することを促し、

人権違反または侵害若しくは文民を対象とした攻撃に関与したものを含む、国際人道法の違反について責任を有する者の責任を問うことの重要性を再確認し、

リビアの事態を国際刑事裁判所の検察官に付託する決議 1970 (2011) の安保理決定を想起しそして国際刑事裁判所および検察官との国民合意政府の完全な協力の重要性を断言し、

リビアと同地域の安定を損なう、リビアにおける管理されていない兵器および弾薬並びにテロリストおよび暴力的な過激主義者集団への移転を通したものを含む、その拡散により与えられた脅威に深い懸念を表明し、

諸決議 1970 (2011)、1973 (2011) 2009 (2011)、2040 (2012)、2095 (2013)、2144 (2014)、2146 (2014)、2174 (2014)、2213 (2015) により課されまた修正された武器禁輸、渡航禁止、資産凍結および違法な石油輸出に関する措置(「同措置」)そして決議 1973 (2011) の第 24 項により設立されまた諸決議 2040 (2012)、2146 (2014) および 2174 (2014) により修正され決議 2213 (2015) により 2016 年 4 月 30 日まで延長された専門家パネルの職務権限をさらに想起し、

国民合意政府に対し、リビアの財政資源の長期の持続可能性を確保するため、給与、補助金および

リビア中央銀行からのその他の移転を含む、政府の歳入および歳出の透明性を増すための措置を実施することを奨励し、

リビア国家財政機関および国営石油会社の誠実さと統一に損害を与えうる活動について懸念を表明し、全てのリビア人の利益のために機能するこれらの機関が続くことの重要性を強調し、そしてリビア政治合意に従った将来の憲法上の準備を害することなしに急を要する事として、国営石油会社、リビア中央銀行およびリビア投資庁についての唯一のまた効果的な監査を行使する国民合意政府の必要性を強調し

国際人道法の下でのその義務を遵守しそして国際連合緊急人道支援指導原則を尊重する全ての当事者の必要性を強調し、

リビアにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成するという決議 2238 (2015) の安保理の決定を想起し、

1. 国民代議員および国家評議会を含むその他の国家機関により支持された大統領評議会および内閣から成る国民合意政府を形作るモロッコの、スヒラットのリビア政治合意の 2015 年 12 月 17 日の署名を歓迎する。

2. 大統領評議会の形成を歓迎しそしてそれに対し、国民合意政府を形成するために、またリビアを安定させるために必要な暫定治安取極を完了させるためにリビア政治合意において述べられた 30 日以内に、迅速に活動することを求め、そしてこれに関連して、加盟国に対し、援助を求めるそれからの要請に緊急に対応することを求める。

3. リビアの唯一の合法的な政府として国民合意政府を支持する 2015 年 12 月 13 日のローマ・コミュニケを是認し、首都トリポリに拠点を置く国民合意政府が、統治を維持し、安定と経済開発を促進する措置をリビアに提供することが緊急に必要であることを強調し、そして国民合意政府を支援するこれに関連した安保理の決意を表明する。

4. 全ての加盟国が、事務総長特別代表の取組およびリビア当局との活動並びにリビアの優先事項

に沿ったまた援助要請に対応した、国民合意政府の能力を構築する支援の調整されたパッケージを策定する UNSMIL を十分に支援することを要請する。

5. 加盟国、特に同地域におけるものに対し、国民合意政府およびリビア政治合意に含まれるその他の全ての機関と積極的に関与することをリビアにおける全ての当事者に対し促し続けることを求め、また加盟国に対し、合法的な官庁であることを主張するが同合意により特定されたように同合意の外にある並行した機関との支援および正式な接触を止めることを求める。

6. 全ての加盟国に対し、リビア政治合意の履行を求める国民合意政府からの援助要請に対し緊急に対応することを求める。

7. 治安取極を完成させるために国連が促進した政治対話の安全に関する経緯の現行の審議に対する安保理の支持をくり返し表明し、そして既存の民兵および武装集団に対し、国民合意政府の権限とその命令構造を尊重することを促す。

8. 国際社会の支援を得てリビアについての支配権を行使している、またリビアにおいて武器を安全に貯蔵している国民合意政府の重要性を強調する。

9. 国民合意政府に対し、国営石油会社、リビア中央銀行およびリビア投資庁の誠実さと統一を保護することを、そしてこれらの機関に対し、国民合意政府の権限を尊重することを、更に求める。

10. リビアの平和、安定または安全を脅かすか、あるいは国民合意政府の下での安定した、安全なそして繁栄したリビアへの政治的移行の成功した完了を妨害するかまたは損なう行為に従事しているか若しくは支援を提供している個人および団体は、厳格に責任を問われなければならないことを確認し、そしてこれに関連して、決議 2213 (2015) の第 11 項で再確認された、渡航禁止と資産凍結措置を想起する。

11. 同委員会が、アル・カーイダまたは ISIL と関係を有する個人、団体、企業および団体の一覧表掲載を準備することを要請する。

12. 加盟国に対し、リビアの安全に対する脅威に対応することにおいて国民合意政府を速やかに支援することまた要請に基づいて、ISIL、ISIL に忠誠を誓った集団、アンサール・アリ・シャリアおよびリビアにおいて活動しているアル・カーイダと関係を有するその他の全ての個人、集団、企業並びに団体を打ち負かすことにおいて新政府を積極的に支援することを促す。

13. 国民合意政府に対し、女性、子どもおよび脆弱な集団に属する人々のものを含む、その領域内またその管轄権の対象となる全ての個人の人権を、促進しまた保護すること、並びに国際法の下でのその義務を遵守することを求める。

14. 国民合意政府に対し、国際人道法の違反および性的暴力に関与した者を含む人権の違反と虐待に責任を有する者の責任を問うことを、そして決議 1970 (2011) により要求されまた決議 2238 (2015) により想起された国際刑事裁判所および検察官と十分に協力しまたあらゆる必要な援助を提供することを求める。

15. 決議 2240 (2015) を想起しそして加盟国に対し、リビアの領海、リビア沿岸沖の公海における密航者および人身取引の行為についての情報を共有すること、また国際法に従って、海で収容された移住者や人身取引の被害者に援助を与えることによるものを含んで、国民合意政府とまた互いに、協力することを促す。

16. 合意のリビアによる実施および信頼醸成措置または彼らが表明した必要性に対応することにおいて適当な場合には、支援するためまたその職務権限に従って、すぐに UNSMIL の人員配置および活動を調整するために事務総長が必要な柔軟性と機動性を維持し続けることを要請し、また事務総長に対し、あらゆるそのような調整の前に、彼の報告書において安全保障理事会に知らせ続けることを更に要請する。

17. 同措置の強化、修正、停止または解除を含む、同措置の適切さを見直す安保理の用意があること、またリビアにおける発展、特に国連が促進した対話の成果に照らして、何時でも必要とされる場合、UNSMIL の職務権限を見直す安保理の用意があることを断言する。

18. 全ての当事者に対し、全ての対話者との自由な交流を UNSMIL に許すことを含んで、その活

動と十分に協力することまた国連および関連要員に対する安全並びに妨害のない移動および時宜を得たアクセスを確保するため必要な措置を講じることを求める。

19. 事務総長に対し、リビア政治合意の履行を途絶させるかまたは妨げる行為を含む、リビア政治合意の実施に関して適当な場合には安全保障理事会に報告することを要請する。

20. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。